

市民サービスはどうか？ 今後のまちづくりは？ 「区割りと区役所の位置」みなさんはどう考えますか？

政令市移行に向けた区割りと区役所の位置に関する審議が行われています。今月26日から始まる市民説明会では、熊本市を5つの区に分ける5区案と6つに分ける6区案が示され説明が行われます。また現在の市民センターや総合支所に代わって設置される出張所のサービス機

能などについても基準が示されました。

しかし市民からは「住民サービスはどうか？」「そもそもなぜ、5区案と6区案だけなのか？」など様々な疑問が寄せられています。

市民から寄せられた疑問をもとに、現時点での課題などを明らかにしたいと思います。

Q：区ができることで、市民サービスはどうかのでしょうか？

区役所では、これまで市役所でしかなかった手続き（例えば、障害者手帳の受付など様々な事務手続き）ができるようになります。

しかし、今回の区割り案では、清水・楠・武蔵校区の住民から植木町役場に区役所を置くことへの不安、さらには田迎・力合地域の住民からは富合に区役所を置くことに対する不安の声が寄せられています。今まで利用していた市役所より、新しく設置される区役所がより遠くなるから当然です。

こうした声に対して市は、「居住地以外の区役所や出張所でも手続きが可能です。勤務先、ショッピングセンターに行くついでに手続きができます（できないことは、課税台帳の閲覧と選挙）」との説明を行っています。

しかし、他都市の状況を見ても**居住区の区役所でしか対応できないものも少なくありません。**

説明資料には右の図が記載されていますが、こうしたイラストのみで説明がつくほど単純ではありません。

他の政令市においては、居住区内の区役所でしか対応できない事務もあります（右の表）。生活保護の対応など個々の実情をしっかりと把握しなければならないもの、自治会・町内会に関することや道路整備の相談など地域ごとに対応が求められるものについては、居住区内の区役所のみでの対応となっています。居住区を超えて何でもありとなった場合、行政側にとっても非効率となり住民サービスを適切に提供できないからです。

具体的な検証をしないままに、居住区をこえてどの区役所でも何でも出来ますとの説明はやはり無責任と言わざるをえません。

浜松市の場合

・生活保護・市道の整備についての相談・市営住宅の入居・退去の申請、ごみの相談、自治会への補助申請など

新潟市の場合

・母子寡婦福祉資金の貸付申請・福祉用具購入費の申請・道路についての問い合わせや相談・自治会や町内会についての窓口など



Q：市民センターや総合支所はどうかのでしょうか？

市民センターについては、政令市移行後は区役所の出張所と位置づけられ、行政サービスが提供されます。しかし、大きな問題点は、5区案の場合はこれまで通り市民センター機能が継続できるけれども、6区案にすれば人員が足りないとの理由で簡単な窓口手続きだけになりますと説明していること

です。これまで市は「政令市になり区役所ができればより市民に身近なサービスが提供されます」との説明を行ってきました。ならば、どんな区割りにしろとも、これまでのサービスを低下させることは許されません。5区案への誘導とも取られかねず、出張所サービスに差をつけたままの提案は改めるべきです。

北部・河内・飽田・天明総合支所はサービス低下が心配されます

旧飽託郡の4つの総合支所についての説明は「地域特性や区役所との距離等をふまえ、現在の総合支所機能の一部を残します」としか書かれていません。いったいどの機能を残し、どのサービスが無くなってしまおうのかまったく分からず、なんとも無責任な説明です。いうまでもなく、市民サービスの低下は許されないものです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO 693

2010年1月24日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www5.ocn.ne.jp/~kumamsu/

Q：最近政令市になった岡山が4区、相模原が3区と聞いています。
今回提案されたのは「5区案」と「6区案」だけですが、
なぜ「4区案」「3区案」は示されないのですか？

そもそも5区案・6区案がだされた根拠の一つに、一区あたり10万人から15万人とした人口要件があります。「区の数が多すぎれば費用がかかるし、少なすぎれば市民サービスが低下する」ということで既存政令指定都市の例についても合わせて考えた場合、10万人から15万人程度が一つの目

.....
こうしたなかで示された5区案と6区案ですが、市が出した比較表が左下の表です。5区案に比べ、6区案は、「区役所建設費用がかかる」「サービスが低下する」と説明しています。これでは、そこだけ見れば誰でも5区の方がいいとなるのは当然です。

それでは、4区案の場合はどうなるのか？
5区案より区役所が一つ少なくなり建設費が減ることが期待されます。また

安ということで基準の一つとなりました。しかしながら、熊本市の場合その人口規模が最適であるのかは誰も検証をしていません。区割りを審議している区画審議会の委員さえ「未証明の仮説」と述べ、証明できませんでした。つまり5区か6区が最適であるとはだれも言えないということになります。

その分の職員を出張所に配置することにより出張所機能もより充実させることが期待されます。しかしながら、4区案の検証はされず、比較の対象となっていない。比較をすれば5区案の優位性が消えてしまうことになるからです。

「5区案ありき」の立場ではなく、市民サービスが最も充実する適切な区のありかたを検証することが求められます。

市が示した5区案と6区案の比較		
	5区案	6区案
区役所の建設費	37.35億円	47.85億円
出張所の体制	現行の市民センターの機能が維持できる	公民館・証明書交付業務のみとなる
課題等	・6区案に比べ、区役所から遠い地域がでてる。 ・6区案に比べ、区役所建設に費用がかからない	・出張所機能が下がるため区役所から遠い地域は住民サービスが低下する。 ・区役所の建設に費用がかかる。

検証されず示されていない

4区の場合は？
？
？
？

岡山市（4区）

相模原市（3区）

最近政令市になった岡山は4区、まもなく政令市になろうとしている相模原は3区です。3区案・4区案ということも現実的に考えられる区数です。

Q：植木町役場に区役所を置くことはいつ決まったのですか？

区役所の位置は区画等審議会で審議され、最終的には市議会で議決されます。したがって、植木町役場に区役所を置くことは、正式に決まっていることではありません。

しかし、植木町との合併協議の中で、当時の合併協議会会長であった幸山市長が合併を成就させるために、植木町役場に区役所を置くとの取り決めに提案し、議決された経緯があります。本来、植木町との合併に際して熊本市民

の理解を得ないまま「植木に区役所を置きます」と約束するべきではありませんでした。何が何でも合併・政令市というツケが、今の区割り協議に影響を与えています。

現在、区画等審議会において、区割りと区役所位置が審議されていますが、市民不在で決定された「約束」に拘束されず、客観的な基準に基づいて区割りも、区役所の位置も決めるべきです。

市民説明会やパブリックコメントにあなたの意見をお寄せください

1月26日から市民センターを中心に19か所で市民説明会が行われます。場所は、日時は前々回の市議会だよりをご覧ください。また、パブリックコメントがすでに1月8日から始まっています。あなたのご意見をぜひお寄せください。送付先は下記の通りです。
ファクス：323-3060 電子メール：seireishiteitoshi@city.kumamoto.lg.jp
問い合わせ：政令指定都市推進室 328-2031